

平成29年11月14日

第7回 経済・財政一体改革推進委員会  
経済社会の活力ワーキング・グループ

資料1

# 文部科学省説明資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 大学教育の質に関する改革状況

- 「大学は、学生への教育の成果(GPA等)、卒業後の生活の質等を把握・公表し、大学が提供した教育の質について、説明責任を果たすべき。」  
(平成29年4月25日 経済財政諮問会議 民間議員ペーパー)
- 「また、大学教育の質の向上を図るため、教育課程等の見直し、教育成果に基づく私学助成の配分見直し、大学教育の質や成果の「見える化」・情報公開、成績評価等の厳格化等を推進し、知の基盤強化を図る。」  
(平成29年6月9日閣議決定 経済財政運営と改革の基本方針2017)

中央教育審議会で審議中

学修の質を向上させるための課題について、設置基準、設置審査、認証評価、  
情報公開の在り方を含めた総合的かつ抜本的な検討をお願いします。(平成29年3月6日 文部科学大臣諮問)

- 中央教育審議会大学分科会将来構想部会の下に置かれた制度・教育改革WGで、情報公開及び学修成果の可視化について2回(8月9日、10月13日)審議
- 今後は、12月を目途に論点整理を策定

## 制度・教育改革WG資料(平成29年8月9日)(抜粋)

3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー カリキュラム・ポリシー アドミッション・ポリシー)に基づく大学教育の質向上に向けたPDCAサイクルを適切に機能させるためには、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し(すなわち可視化し)、当該情報を、各大学が取り組むべき目標の設定、目標と現状のギャップの測定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用することが必要である。(中略)

また、大学の質保証の強化という観点に加え、大学教育の成果に期待し、大学の教育研究と連携を深めつつある地域社会・企業等に対して大学の説明責任を確保・向上するために、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進するための方策についても議論する必要がある。

[学生個人の学修成果の測定に用いることができる可能性のある情報の例]

- ・学修時間
- ・単位の取得状況(成績・ルーブリックによる評価を含む)
- ・GPA
- ・アセスメントテストの結果
- ・学位の取得状況
- ・資格や褒章の取得状況
- ・学外試験のスコア
- ・進路の決定状況
- ・学内外からの評判

# 主な政府諸会議での大学改革に係る議論

	中央教育審議会	学校法人分科会 学校法人制度改善小委員会	人生百年時代構想会議	未来投資会議	地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議
大学教育の質の向上	教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証 情報公開と学修成果の可視化 学生の視点に立った教育プログラムの柔軟な編成 認証評価制度 学位の国際的通用性 高等教育機関の国際展開 高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進		大学改革	IT・データスキル人材育成に係る大学等の制度改革	
連携・統合	設置者の枠を越えた連携・統合等	学校法人の経営の強化（連携・統合を支援する仕組み） 学校法人の破綻処理の明確化			
ガバナンス改革	大学のガバナンス	ガバナンス体制の強化	外部人材の登用		
リカレント教育	社会人の学び直し		リカレント教育		
高等教育機会の確保	教育費負担の在り方も含めた、高等教育の改革を支える支援方策		高等教育の無償化・負担軽減		
イノベーションの推進				大学のイノベーション強化	
地方創生	「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」での議論を踏まえて議論				地方大学の振興
その他					東京一極集中の是正

# 国立大学におけるガバナンス改革の状況

- ▶ 大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、学校教育法及び国立大学法人法を改正(平成27年4月1日施行)。

**学長選考会議**の委員の**半数は学外者** (経営協議会の学外委員) で構成

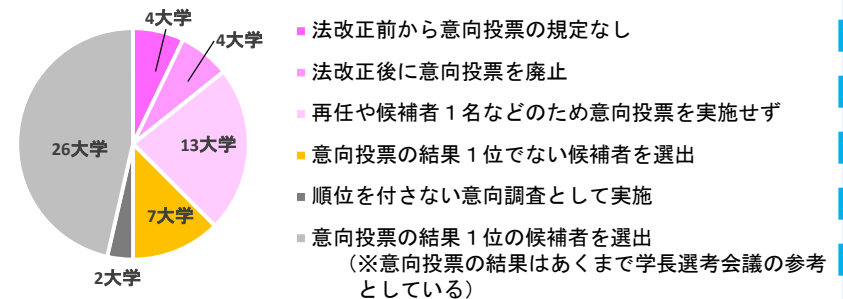
## 学長選考

### 法律改正等の概要

- ・ 学長選考会議は学長選考の基準を定める
- ・ 学長選考の基準、選考の結果、理由等を遅滞なく公表しなければならない
- ・ 意向投票の投票結果をそのまま学長の選考結果に反映させること等は適切でない

### 法律改正後の状況

- **全ての国立大学** (86大学) において「**学長に求められる資質・能力**」、「**学長選考の手続き・方法**」に関する具体的な事項を盛り込んだ**学長選考の基準を策定・公表** (予定)
- 法改正後の国立大学における学長選考 (56大学) において、「**意向投票を行っていない**」又は「**意向投票の結果1位の候補者を選出していない**」大学は**過半数の30大学**

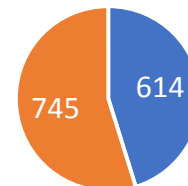


## 経営協議会

### 法律改正の概要

- ・ 経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

### 法律改正後の状況



- 経営協議会委員1359人中 **過半数の745人が学外委員**

うち249人が産業界・金融界

(平成28年度時点)